

【重要：1～3年生全員対象】高等学校等就学支援金

令和7年7月以降支給分の申請（登録）手続き

本科1～3年生及び保護者等各位

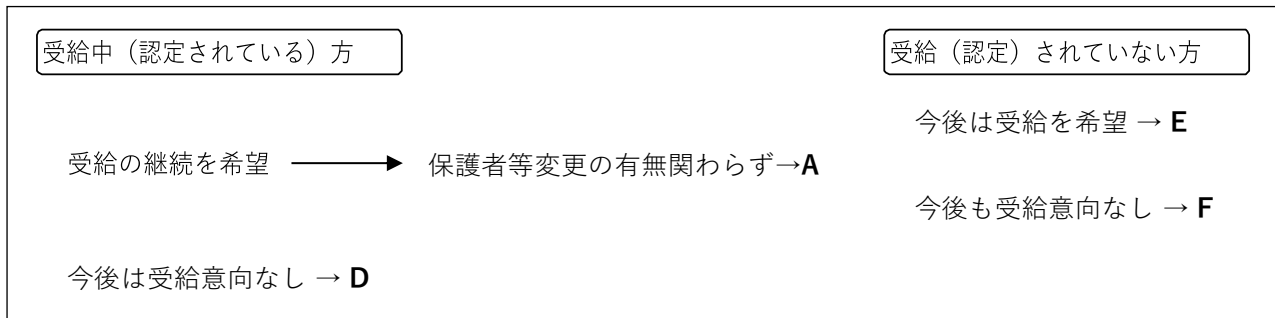
以下の通り、手続きをお願いいたします。

【対象】**本科1～3年生全員**（就学支援金受給期間 36 月超過者、休学者を除く）

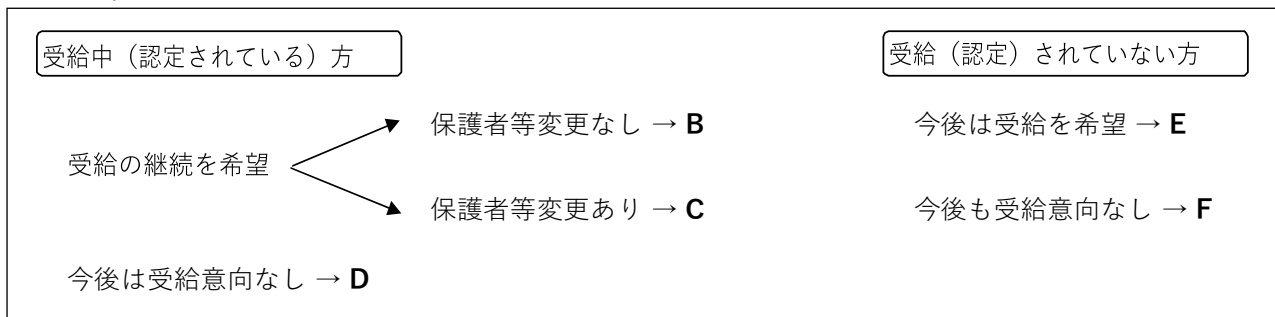
【手続き期間】令和7年7月11日（金）～ 令和7年7月31日（木）

【手続き方法】

・2～3年生（最新の認定が令和7年5月以前の方）



・1年生（最新の認定が令和7年5月以降の方）



手続きにはオンライン申請システム「e-Shien」を利用いたします。

以下のマニュアルに沿って登録してください。

「e-Shien」へのログイン方法、ID・パスワードがわからない、紛失してしまった方は長野高専学生課までお問い合わせください。

**※本年度に限り、所得制限の対象となる世帯を対象に「高校生等臨時支援金」による支援が行われます。
就学支援金の申請を行った後に続けて臨時支援金の申請を行う必要がございますので、受給を希望される方につきましては必ず下記のマニュアルをご確認ください。**

上表 A → 「マニュアル④就学支援金変更手続&臨時支援金申請編」
上表B・D → 「マニュアル③就学支援金継続届出&臨時支援金申請編」
上表 C → 「マニュアル③就学支援金継続届出&臨時支援金申請編」及び
「マニュアル④就学支援金変更手続&臨時支援金申請編」
上表E・F → 「マニュアル②就学支援金新規申請&臨時支援金申請編」

※今後受給を希望しない場合も登録が必要です。

※上表 C に該当する方は、まず「マニュアル③就学支援金継続届出&臨時支援金申請編」からご確認下さい。なお、保護者等変更とは、保護者等に以下の変更があった場合のことをいいます。

- ・婚姻またはその解消等によって保護者等の人数に変更が生じた場合
- ・保護者等の課税地に変更が生じた場合や保護者等に変更が生じた場合は、変更理由に応じた確認書類

（保証人変更届等）を長野高専学生課学生係へご提出いただきます。（後日学校から連絡します。）

▽[申請者向け利用マニュアルはこちらから](#)

【注意事項】

- ・税額未申告の方は受給可否判定ができないため、事前に申告手続きを行うようお願いします。
- ・4月～6月までに発生した保護者等情報変更届出については7月22日（火）までにシステムでの提出を行ってください。提出が遅れた場合、支給額が減額となる可能性がございます。

【問合せ先】 長野高専学生課学生係
TEL：026－295－7131
E-mail：gakusei@nagano-nct.ac.jp